

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立横川小学校
校長名 松井尚美 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。
記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

義務教育9年間を見通し横川中学校、家庭、地域と連携を図りながら、よりよく問題を解決する資質や能力を育成し、自分の考えをもち、すすんで行動し、人の気持ちが分かる児童を育成するため、以下の目標を設定する。

◎知：自分からすすんで学ぶ子供

(自ら課題を見付け、主体的に解決していく児童「課題解決力」)

○徳：思いやりのある子供

(多様な考えを理解し、協力・協働して社会に参画する児童「社会形成能力」)

○体：からだをきたえる子供(自分で自分を指導していく児童「自己指導能力」)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の徹底を図り、定着が不十分な児童の支援を行う。これらを通じて自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を育む。
- ・体験的・協働的活動の充実及び1人1台の学習用端末の活用を推進し、自らすすんで学習する力を育む。

イ 豊かな心の育成

- ・異学年交流を充実させ、社会の一員であるという自覚と規範意識の向上を育む。児童の主体的な活動場面の設定により自己有用感を育成する。
- ・教育活動全体を通じて道徳教育を行い、自己理解、他者理解、共生意識の育成を図る。

ウ 健やかな体の育成

- ・基本的生活習慣の定着と家庭・地域・学校医の連携による健康教育、食育を充実させ心身の健康の保持増進を図る。
- ・計画的な体力向上の取組を行い、子どもたちが自らの健康と体力の課題に気付き、生涯にわたって自律的に解決・改善していくことのできる資質・能力を高める。
- ・児童自らが危険を予知し回避する能力を育成するため避難訓練や防災教育を充実させる。

エ 不登校児童への支援

- ・多様な学びの場の提供を通じて教育機会の確保を図る。
- ・登校支援コーディネーターを中心としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等各種対応機関と連携・協力し児童が社会とつながる居場所の確保を図る。

オ いじめ防止等の取組

- ・毎週1回、「いじめ対応のための時間」を実施し、校内における児童の情報を共有し、いじめに対する未然防止、早期発見、早期対応の徹底を図る。

カ 特別支援教育の充実

- ・特別支援教室を柱とした特別支援教育の推進と特別支援教室専門員を通じて特別支援教室との連携・充実を図る。
- ・校内委員会を中心とした個別最適な学び及び支援体制の方針を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【横川中学校グループ(横川小)】

- ・横川中学校グループとして「地域の一員としての自覚をもち、人間愛に満ちた奉仕と勤労の精神に溢れる、たくましく21世紀を切り開いていく児童・生徒を育成するために、9年間を通したキャリア教育(情報教育・地域自治)の充実を図る。

2 指導の重点

(1)各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 令和8年度八王子市学力定着度調査の結果を基に、児童が基礎的・基本的な問題を確実に解くことができるように、一人ひとりの課題に応じた補習等の必要な指導・支援を行う。
- ② 1人1台の学習用端末を活用し、個別最適な学びを工夫しながら、「主体的・対話的で深い学びのある分かる授業」を推進する。また、ペアや小グループによる主体的・対話的な問題解決や協働などの学習形態を通して思考力・判断力・表現力等の力を身に付ける。
- ③ 算数科における少人数の習熟度別指導の充実や、言語活動や各教科等の特性を活かした体験的活動を重視し、児童が成就感・達成感を実感できる授業の工夫を図る。
- ④ 地域人材や専門家と連携を図り、出前授業や体験活動を通じて、児童の学習意欲を高め、より良い社会の形成者への希望を養い、主体的に問題解決できる児童を育成する。
- ⑤ カリキュラム・マネジメントを通して、計画的な読書活動を推進し、言語活動の充実を図る。
- ⑥ 中学年以上における教科担任制、低学年における交換授業により専門性の高い教科指導を実施するとともに、複数の教員がかかわることで多面的・多角的な児童理解の促進を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「地域理解」「国際理解」「情報」「人権」「環境」の5つを柱として、全体計画に基づきSDGsに関連させた質の高い学習を展開する。
- ② 八王子市民として、身近な郷土学習（養蚕、福祉、浅川、歴史、高尾山）を通して郷土への愛着等を計画的に深めていく。
- ③ 地域環境を活かした教材の工夫、学習形態の工夫、地域の人材活用や専門家による体験的な授業などを活用し探究活動の充実を図る。

ウ 特別活動

- ① 運動会や学習発表会等の学校行事、学級活動等を通じて、集団の一員としての自覚を深め、協力して活動していく喜びや達成感を味わわせ、自主的、実践的態度を育てる。
- ② 「サンフラワータイム（縦割り班遊び）」等の異学年集団による活動の充実と児童の自主的な計画作成や活動の実践を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、よりよい人間関係の構築や集団生活の形成を図ろうとする態度を育てる。
- ③ 集団宿泊の行事を通じて、児童の実行委員会が中心となって計画、準備を行いながら、自主性や協調性を養い、社会的マナーやルールに従って集団行動がとれる態度を育てる。

(2)「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① さまざまな事象について道徳的諸価値をもとに自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に「考え、議論する道徳科」の授業等を通じ、道徳的判断力・心情を培い、相手を思いやる心や遵法精神、公德心、社会正義等に基づいた道徳性を養う。
- ② 道徳教育全体計画及び別葉を基にし、各教科等・学校行事との関連を図り、学校の全教育活動を通じて、道徳性を養う。特に「節度、節制」を重点的に指導する内容項目とする。
- ③ 道徳授業地区公開講座において道徳意見交流会を設けるなど、家庭や地域と連携して「地域と共に考える心の教育」の推進を図る。

(3) キャリア教育

- ① 義務教育9年間を見通して、はちおうじっ子キャリア・パスポートを活用し、児童自身が活動内容や頑張ったことを振り返ることにより、自己実現のための学習や学習意欲を向上させる。第6学年を中心に横川中学校と定期的な交流を実施し、中学校進学への期待をもたせる。
- ② さまざまな職業の人材を活用した出前授業や施設見学等を行い、体験的に職業観や勤労観を育成する。
- ③ 総合的な学習の時間を柱として、横川中学校と連携し9年間を見通した系統的なキャリア教育（情報教育）の充実を図る。
- ④ 横川中学校と連携し地域清掃活動を年間3回実施し、地域の課題を地域の方と一緒に考え、活動する中で地域の一員（地域自治）としての自覚を育成する。

(4) 特別支援教育

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心として校内特別支援教育委員会を組織的に運営する。「学校生活支援シート」「連携型個別指導計画」を活用し、拠点校（長房小学校）と特別支援教室専門員と連携を密にする。一人ひとりの教育的ニーズを明確にし、合理的配慮など児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導や支援体制を構築する。
- ② 1人1台の学習用端末の活用や指導方法の工夫等、合理的配慮に基づく学習環境の整備に努めることで、障害の有無に関わらずすべての児童が取り組めるようにする。
- ③ サンプルワー班（縦割り活動）を活用して特別支援学級（たんぼぼ学級）と通常の学級の児童同士の日常的な交流及び共同学習を推進し、相互理解を深め「心のバリアフリー」をめざす。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「学校のきまり」が児童・家庭・地域の実態に即しているか適宜見直し、生活規律に沿って適切に指導し、組織的に基本的な生活習慣の定着を図る。
- ② 交通安全教室、セーフティ教室の実施、保護者・地域との連携により、児童自らが危険を予知し回避する能力育成のための安全教育を推進する。
- ③ 『生命（いのち）の安全教育』に基づき、各教科の中で発達段階に応じて全学年で性暴力、性犯罪に関する指導を実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ① 学校いじめ防止対策指針に基づき、年3回のふれあい月間・週1回以上のいじめ対応の時間及び学校いじめ対策委員会を行う。個票システム・Q-U等を活用した児童理解や問題行動の情報を共通理解し、組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応を図る。
- ② スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と連携し、日常生活の出来事を一緒に振り返り、指導することで、いじめのない健全な友達関係や生活態度等、集団生活に必要な判断力・実行力を育てる。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に全校講話を行い、全学級で命について深く考える指導を行い、いじめの防止と自他の生命を尊重する態度を育成する。
- ④ 年3回のいじめ防止アンケートを実施し、相談できる大人がいない児童を把握し、早期対応をし、いじめ・不登校の未然防止を図る。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを核とした、個票システム活用による不登校児童の早期把握並びに保護者との連絡を密にし、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の協力を図り、継続的な支援を行っていく。
- ② オンライン個人面談や授業を行い、安心して学校生活が送れるように学習環境、生活環境を構築し、新たな不登校児童を生じさせないようにする。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

「はちおうじっ子ミニマム」を通じて一人ひとりの児童の学習状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。そのため、朝学習での自由進度学習、放課後の個別指導、長期休業中の補習教室を実施する。また、1人1台の学習用端末の活用による主体的な家庭学習を充実させ、学力向上を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 【横川中学校グループ(横川小)】

- (取組1) 小中合同の引き取り訓練を実施し、地域と連携した安全指導を行う。
児童会・生徒会の交流を図り、あいさつ運動を実施する。
- (取組2) 「学力定着プロジェクトチーム」を中心に学力定着度調査の分析等を行い、情報交換を行う。また、教科分科会の中で義務教育9年間に身に付けさせたい学力の具体的な目標を設定する。さらに、小中学校教員が授業交流を実施する。
- (取組3) 小中学校連携した児童・生徒の見守り・育成のために、学期に一度の交流だけでなく、生活指導主任間での月1回児童・生徒の情報を共有し共通理解を深める。
- (取組4) 小中合同で地域と一体となった、地域清掃活動を年に3回実施する。
英語検定・漢字検定など、小中合同の取組において学校運営協議会との連携を図る。

イ その他

- ① デジタル図書の活用を促進、学校図書館司書による読み聞かせなどの取組等充実を図り、さまざまな語彙に触れ、児童の読む力や言葉で伝える力を育てる。
- ③ ICT活用の能力と資質を育成する指導を行い、情報発信をする中で情報モラル教育について地域・家庭と共通理解を図る。
- ④ 保・幼・小連携として年間3回以上の交流、各教科における保・幼・小の架け橋期のカリキュラムの工夫を図る。
- ⑤ 児童の地域での活動を奨励し、児童の活動を把握するとともに、通知表への記載をする。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	23	13	5	19	21	19	19	16	18	17	205
2	17	18	23	13	5	19	21	19	19	16	18	17	205
3	17	18	23	13	5	19	21	19	19	16	18	17	205
4	17	18	23	13	5	19	21	19	19	16	18	17	205
5	17	18	23	13	5	19	21	19	19	16	18	18	206
6	18	18	23	13	5	19	21	19	19	16	18	17	206
備 考	夏季休業日 7月21日(火)から8月24日(月)まで 年間授業日数 第1学年は1学期始業式に出席しないため1日減。 第2学年から第5学年は入学式に出席しないため1日減。 第1学年から第4学年は卒業式に出席しないため1日減。 第6学年は修了式に出席しないため1日減。 6月20日と1月23日は土曜授業を行う。 都民の日10月1日は授業日とする。 開校記念日11月10日は授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動 (学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	2	2	2	2	2	2
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		41 2/3	41	45	46 2/3	65	73 2/3
学級・学年の裁量の時間		63 1/3	43	14	19 1/3	8	1 1/3

イ 1単位時間

- ・1単位時間は45分とする。
- ・クラブ活動は60分を1単位時間として12回実施する。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・第5学年第6学年は水曜日の6校時に運動会係活動を行うため、2時間増。(5/13, 5/15)
- ・第4学年第5学年第6学年はクラブ活動・委員会活動がない水曜日の6校時にキャリア教育を実施するため、第4学年6時間、第5学年5時間、第6学年6時間増。
第4学年、第6学年(6/10, 11/4, 11/25, 12/23, 2/24, 3/17)
第5学年(11/4, 11/25, 12/23, 2/24, 3/17)

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・第3学年 総合的な学習の時間「八王子のきぬおりもの」 10時間
- ・第4学年 総合的な学習の時間「笑顔あふれるみんなの町」 10時間
- ・第5学年 総合的な学習の時間「環境問題について考えよう」10時間
- ・第6学年 総合的な学習の時間「未来につなぐぼくらの学び」10時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・毎朝8時25分から8時40分まで 月：朝会 火：ぐんぐんタイム 水：読書タイム
木：集会 金：ぐんぐんタイム
- ・夏季休業中のサマースクール4日間。

カ その他

- ・第1学年及び第2学年は学年・学級裁量の時間で10時間の外国語活動を行う。